

旅費請求書に秘匿情報が含まれる場合の取扱いについて

1 方針（裁判旅費へのS E A B I S 展開時に周知済み）

旅費請求書は支出計算書の証拠書類として会計検査院に提出されるため、金額の算定等に必要な情報が記載されているべきであるが、当事者の情報について秘匿決定がなされるなどにより、旅費精算請求書の到着地等が駅名で記載されることに支障がある場合は、旅費精算の段階において、秘匿の程度に応じて、駅名を市町村名に訂正する等適宜の方法で修正することもやむを得ないと考えられる。この場合、事件部と会計部門とで十分に連携して事務を行う必要がある。

2 秘匿情報の管理について

刑事訴訟法第290条の2及び第290条の3に定める秘匿決定がなされた情報のか、当事者や被害者等から秘匿を希望する旨の申出があった場合等に裁判体において秘匿すべきであると判断した情報（以下「秘匿情報」という。）は、適切に管理を行うことが求められており、これは、司法行政の場面で作成する書類であっても同様である。

S E A B I S を利用して作成される旅費請求書は、出発地及び到着地は駅名、宿泊地は市町村（又は特別区）が表示される（[] が [] される）仕組みとなっている。当該旅費請求書は会計検査院に証拠書類として提出され¹、支出計算書とあわせて支出の真実性・合法性及び妥当性の立証に用いられる²ものであり、原則として原本又は原情報を提出しなければならない³ところ、会計検査院に対して当該旅費請求書について文書開示請求がなされた場合に、これらの情報が開示されてしまう可能性も否定できない⁴。この点も鑑みて、旅費請求書に秘匿情報が含まれる場合の旅費請求書の記載について、旅行命令権者（裁判長）において被害者の保護等の趣旨から合理的な配慮の在り方が検討された結果、原情報を記載したまま会計検査院に提出することに支障があるとされた場合には、計算証明責任者である官署支出官は、司法行政上の配慮として、旅行命令権者（裁判長）の判断を尊重することとなると考えられる。

¹ 計算証明規則22（SEABISの旅費請求書の提出は、計算証明規則1の4、87、5II、91I、計算証明の電子化に関する基準第3の1③・別表第3）

² 長岡尚志編（2017）「第2次新版 わかりやすい計算証明 逐条解説」全国会計職員協会P.23

³ 計算証明規則5

⁴ 会計検査院は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の適用を受ける「行政機関」である（個人情報保護法21⑥）。行政機関は、開示請求に係る保有個人情報に第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出させる機会を与えることができる（個人情報保護法23I）ところ、裁判所は「国」に該当するため、個人情報保護法上は、意見照会の対象外であるが、国等から取得した文書についても、必要に応じ、意見を聴取する運用をすべきであり、国会、裁判所等が開示に反対の意見を述べたときは、その意見を慎重に斟酌すべきともされている（宇賀克也（2016）「個人情報保護法の逐条解説〔第4版〕」有斐閣P229～）。ただし、行政機関から裁判所への第三者意見聴取は任意的意見聴取であり、行政機関が裁判所の反対意見に従う義務規定はない。

3 秘匿情報の管理についての対応策

SEABISで作成される旅費請求書に含まれる秘匿情報の取扱いについて配慮が必要となる場合の対応としては、以下の方法が考えられる（参考：別添「[旅費請求書に秘匿情報が含まれる場合の取扱いイメージ](#)」）。

なお、具体的な配慮の在り方については、裁判体及び関係職員の間で、認識を共有し、個々の事件において適切な運用を行うことが求められる。

(1) 旅行計画の起案

旅行命令発令に当たっては、旅行命令権者による経路や予算の審査に必要であるため、[REDACTED]に旅行命令権者までの決裁を受ける。

(2) 秘匿情報の修正の要否の検討

旅行命令権者において旅費請求書に含まれる秘匿情報が当事者や被害者等への配慮から会計検査院に提出すべきではない情報が含まれるか否か、含まれる場合、どの情報をどの程度秘匿すべきかの検討を行い、適宜の方法で、旅行者又は旅費事務担当者等に指示する。

(3) 旅費請求書の起案・情報共有

旅行者又は旅費事務担当者等は、(2)の指示を確認の上、秘匿情報の修正を行う。修正に当たっては、出発地、到着地及び宿泊地は原則市町村名を入力すること⁵となるが、市町村名を記載することにも支障がある場合には、伏字処理を行う（例：秘匿、****など）。この場合、官署支出官が支出の相当性を判断できるよう、[REDACTED]
等をSEABISに[REDACTED]し、[REDACTED]に[REDACTED]
につき、記載しておくなどして、情報共有を図る⁶。

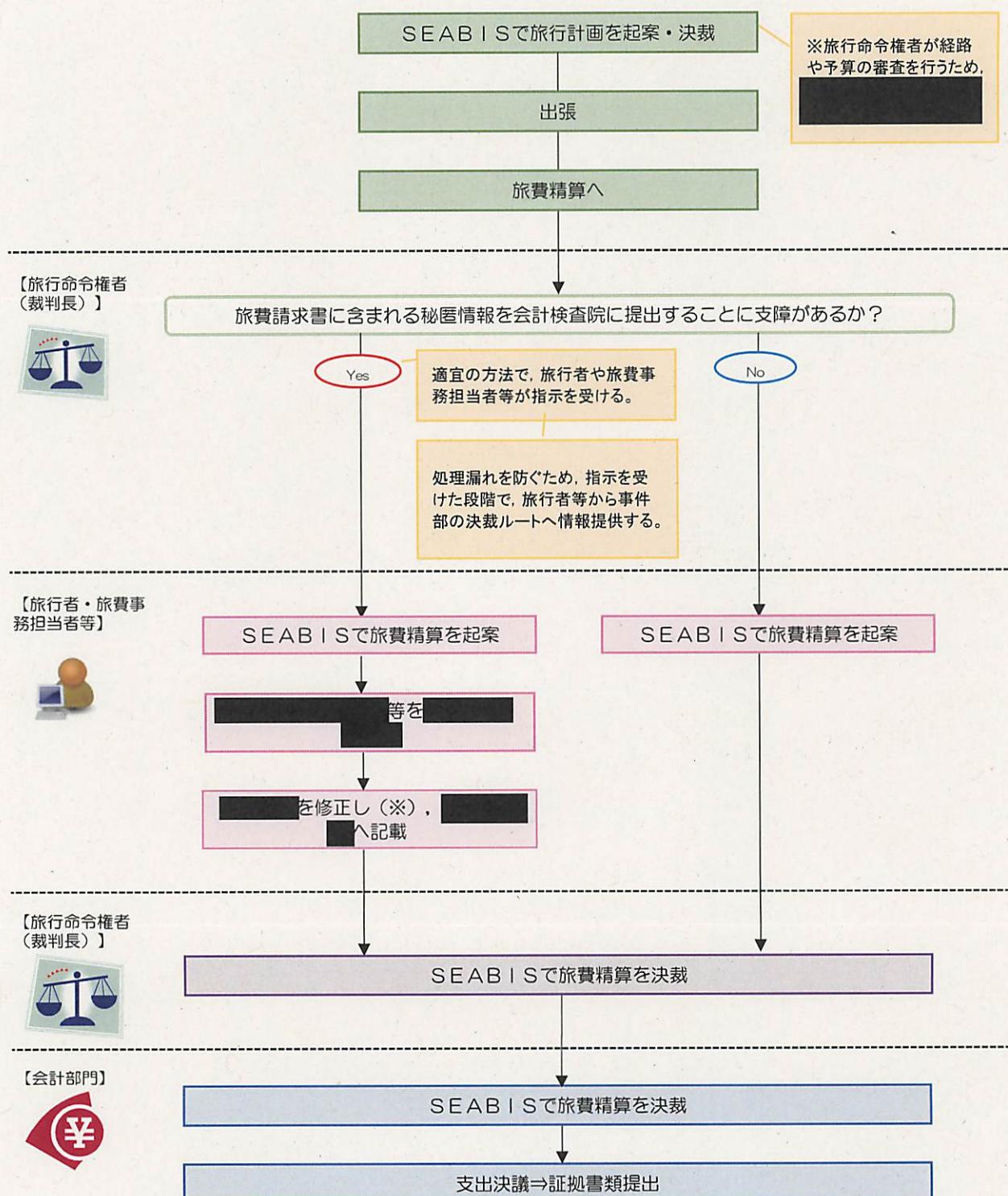
(4) 旅行命令権者の決裁、官署支出官の決裁及び支出決議

[REDACTED]等で[REDACTED]等も確認し、決裁又は支出決議を行う。

⁵ 旅費法令研究会編（2017）「旅費法詳解 第8次改訂版」学陽書房 P.63～, P.109～

⁶ SEABIS[REDACTED]しない場合は、紙で印刷し、各庁の文書保存期間に従い、支出の証拠書類の補助資料として保存する。

旅費請求書に秘匿情報が含まれる場合の取扱いイメージ



(※) (■■■■■の修正方法)

- ・ [] の [] を修正
修正は原則市町村名とし、市町村名の記載にも支障がある場合は、伏字（例：秘匿、***など）を入力（なお、等は必須入力事項であるので空欄では登録できない。）
 - ・ 修正後、[] をクリックせず更新（[] は元のまま登録できる）